

第 35 号議案「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」および第 36 号議案「学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」 について

1 扶養手当の見直しに伴う改正について

【幼稚園教育職員および学校教育職員】

平成 29 年特別区人事委員会勧告に基づき、配偶者に係る扶養手当額を他の扶養親族に係る扶養手当額と同額まで引き下げ、子に係る扶養手当額を引き上げる改正を行う。なお、受給者への影響を可能な限り少なくする観点から、改正は段階的に実施する。

区分	現行	改正後	
	平成29年度	平成30年度 (経過措置)	平成31年度から (本則)
配偶者	13,700円	10,000円	6,000円
子 (特定期間)	6,000円 (10,000円)	7,500円 (11,500円)	9,000円 (13,000円)
欠配一子 (特定期間)	13,700円 (加算なし)	10,000円 (11,500円)	9,000円 (13,000円) ※子の区分を適用
父母等	6,000円	6,000円	6,000円

※特定期間…扶養親族たる子のうち満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの期間

※欠配一子…配偶者がいない場合の扶養親族である子のうち 1 人

2 その他の改正について

【学校教育職員】

- (1) 東京都の条例改正に合わせて、期末・勤勉手当の規定を整備する。
- (2) 教職員互助会の解散に伴い、給与から控除できるものの規定のうち教職員互助会の会費等を削除する。

3 施行期日について

両条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

新旧対照表

○幼稚園教育職員の給与に関する条例

新	旧
<p>(扶養手当)</p> <p>第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 満60歳以上の父母および祖父母</p> <p>(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 心身に著しい障害のある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの</p> <p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号および第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円</p> <p>(2) 前項第2号に該当する扶養親族 (以下「扶養親族たる子」という。) 9,000円</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 (以下「特定期間」という。) にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、4,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員<u>の全て</u>に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子<u>および孫</u></p> <p>(3) 満60歳以上の父母および祖父母</p> <p>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 心身に著しい障害のある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの</p> <p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる<u>額を合計して得た額</u>とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる者 1万3,700円</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる子のうち1人 (職員に配偶者のない場合に限る。) 1万3,700円</p> <p>(3) 前項第2号から第5号までに掲げる者のうち2人 (前号に該当する扶養親族を有する場合にあっては、1人) までのもの 6,000円</p> <p>(4) 前項第2号から第5号までに掲げる者のうち前2号に該当するもの以外のもの 6,000円</p> <p>4 扶養親族たる子 (第2項第2号に掲げる子に限る。以下同じ。) のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 (以下「特定期間」という。) にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、4,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数 (同項第2号に該当する子がある場合にあっては、特定期間にある当該扶養親族たる子の数から1を減じた数) を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>
<p>第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその</p>	<p>第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその</p>

新	旧
<p>旨を教育委員会に届け出なければならない。 (第1号省略)</p> <p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）</p> <p>(第2項省略)</p> <p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。</p> <p>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</p> <p>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</p> <p>(3) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合</p> <p>4 第2項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 (扶養手当に関する特例措置)</p>	<p>旨を教育委員会に届け出なければならない。 (第1号省略)</p> <p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号または第4号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）</p> <p>(3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）</p> <p>(4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）</p> <p>(第2項省略)</p> <p>3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号もしくは第4号に掲げる事実が生じた場合または職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）および扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。</p>

新	旧
<p>2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第11条第3項ならびに第12条第1項、第3項および第4項の規定の適用については、改正後の条例第11条第3項第1号中「前項第1号および第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族 1万円」と、同項中</p> <p>「(2) 前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 9,000円」</p> <p>とあるのは</p> <p>「(2) 前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） で満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。） 1万円 (3) 扶養親族たる子のうち前号に該当するもの以外のもの 7,500円 (4) 前項第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円」</p> <p>と、改正後の条例第12条第1項中</p> <p>「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」</p> <p>とあるのは</p> <p>「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） (3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。） (4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」</p> <p>と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「または扶養手当を受けている職員について第1項第3号もしくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、同条第4項中「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）および扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同</p>	

新	旧
<p>項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」とする。</p> <p>3 平成 30 年 3 月 31 日において、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例第 11 条第 2 項第 2 号に該当する扶養親族たる子のうち 1 人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く 1 子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く 1 子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にない配偶者を欠く 1 子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第 11 条第 2 項第 2 号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定される時を除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第 11 条の規定および前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く 1 子に係る扶養手当を支給するものとする。</p> <p>(1) 平成 30 年度 1 万 1,500 円</p> <p>(2) 平成 31 年度から平成 35 年度まで 1 万 3,000 円</p> <p>4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く 1 子が満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を品川区教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>5 前項の規定による届出は、改正後の条例第 12 条第 1 項の規定による届出とみなす。</p> <p>6 付則第 3 項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。</p>	

新旧対照表

○学校教育職員の給与に関する条例

新	旧
<p>(扶養手当) 第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (第1号省略) (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u> (4) 満60歳以上の父母および祖父母 (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (6) 心身に著しい障害のある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの 3 扶養手当の月額を、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。 (1) <u>前項第1号および第3号から第6号までに該当する扶養親族</u> 6,000円 (2) <u>前項第2号に該当する扶養親族</u> (以下「扶養親族たる子」という。) 9,000円 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 (以下「特定期間」という。) にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、4,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>	<p>(扶養手当) 第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員<u>の全て</u>に対して支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (第1号省略) (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子<u>および孫</u> (3) 満60歳以上の父母および祖父母 (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 心身に著しい障害のある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの 3 扶養手当の月額を、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる<u>額を合計して得た額</u>とする。 (1) <u>前項第1号に掲げる者</u> 1万3,700円 (2) <u>前項第2号に掲げる子のうち1人</u> (職員に配偶者のない場合に限る。) 1万3,700円 (3) <u>前項第2号から第5号までに掲げる者のうち2人</u> (前号に該当する扶養親族を有する場合にあっては1人) までのもの 6,000円 (4) <u>前項第2号から第5号までに掲げる者のうち前2号に該当するもの以外のもの</u> 6,000円 4 扶養親族たる子 (第2項第2号に掲げる子に限る。以下同じ。) のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 (以下「特定期間」という。) にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、4,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数 (同項第2号に該当する子がある場合にあっては、<u>特定期間にある当該扶養親族たる子の数から1を減じた数</u>) を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>
<p>第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に次の各号の</p>	<p>第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に次の各号の</p>

いずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(第1号省略)

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合 (扶養親族たる子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(第2項省略)

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

4 第2項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(期末手当)

第27条 (第1項省略)

(第2項省略)

3 職務の級が3級以上である職員に支給する期末手当に対する前項の規定の

いずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(第1号省略)

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合 (前条第2項第2号または第4号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

(第2項省略)

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号もしくは第4号に掲げる事実が生じた場合または職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、それぞれの事実が生じた日の属する月の翌月（事実が生じた日が月の初日であるときは、事実が生じた日の属する月）から当該扶養手当の支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）および扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(期末手当)

第27条 (第1項省略)

(第2項省略)

3 次に掲げる職員に支給する期末手当に対する前項の規定の適用について

適用については、同項中「給与月額」とあるのは、「給与月額に、給料月額およびこれに対する地域手当の月額合計額に職務段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

(第4項省略)

(勤勉手当)

第30条 (第1項省略)

(第2項省略)

3 職務の級が3級以上である職員に支給する勤勉手当に対する前項の規定の適用については、同項中「勤勉手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額に、給料月額およびこれに対する地域手当の月額合計額に職務段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額（以下「職務段階別加算額」という。）を加算した額」と、「給与月額」とあるのは「給与月額に職務段階別加算額を加算した額」とする。

(第4項および第5項省略)

(給与からの控除)

第34条 次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、当該給与から控除することができる。

(第1号および第2号省略)

(3) 品川区職員互助会（以下「互助会」という。）の会費ならびに互助会の貸付金および立替金に係る返還金および利子

(第4号から第6号まで省略)

付 則

は、同項中「給与月額」とあるのは、「給与月額に、給料月額およびこれに対する地域手当の月額合計額に職務段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

(1) 職務の級が5級である職員

(2) 職務の級が4級である職員、職務の級が3級である職員ならびに職務の級が2級である職員のうちその職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して規則で定める職員

(第4項省略)

(勤勉手当)

第30条 (第1項省略)

(第2項省略)

3 次に掲げる職員に支給する勤勉手当に対する前項の規定の適用については、同項中「勤勉手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額に、給料月額およびこれに対する地域手当の月額合計額に職務段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額（以下「職務段階別加算額」という。）を加算した額」と、「給与月額」とあるのは「給与月額に職務段階別加算額を加算した額」とする。

(1) 職務の級が5級である職員

(2) 職務の級が4級である職員、職務の級が3級である職員ならびに職務の級が2級である職員のうちその職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して規則で定める職員

(第4項および第5項省略)

(給与からの控除)

第34条 次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、当該給与から控除することができる。

(第1号および第2号省略)

(3) 品川区職員互助会および品川区教職員互助会（以下これらを「互助会」という。）の会費ならびに互助会の貸付金および立替金に係る返還金および利子

(第4号から第6号まで省略)

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(扶養手当に関する特例措置)

2 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間におけるこの条例による改正後の学校教育職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第 13 条第 3 項ならびに第 14 条第 1 項、第 3 項および第 4 項の規定の適用については、改正後の条例第 13 条第 3 項第 1 号中「前項第 1 号および第 3 号から第 6 号までに該当する扶養親族 6,000 円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族 1 万円」と、同項中「(2) 前項第 2 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)

9,000 円

とあるのは

「(2) 前項第 2 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)で満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるものうち 1 人(職員に配偶者のない場合に限る。) 1 万円

(3) 扶養親族たる子のうち前号に該当するもの以外のもの 7,500 円

(4) 前項第 3 号から第 6 号までに該当する扶養親族 6,000 円

と、改正後の条例第 14 条第 1 項中

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子または前条第 2 項第 3 号もしくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子または前条第 2 項第 3 号もしくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合(第 1 号に該当する場合を除く。)

と、同条第 3 項中「においては、その」とあるのは「または扶養手当を受けている職員について第 1 項第 3 号もしくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、同条第 4 項中「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者

を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。) および扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

3 平成 30 年 3 月 31 日において、この条例による改正前の学校教育職員の給与に関する条例第 13 条第 2 項第 2 号に該当する扶養親族たる子のうち 1 人(職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く 1 子」という。)を扶養することにより扶養手当を受けている職員(同号に該当する扶養親族たる子(配偶者を欠く 1 子を除く。)を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。)が、この条例の施行の日以後、引き続き、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にない配偶者を欠く 1 子を扶養する場合(当該職員が改正後の条例第 13 条第 2 項第 2 号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定される時を除く。)その他これに準ずる場合には、改正後の条例第 13 条の規定および前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く 1 子に係る扶養手当を支給するものとする。

(1) 平成 30 年度 1 万 1,500 円

(2) 平成 31 年度から平成 35 年度まで 1 万 3,000 円

4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合(当該扶養手当に係る配偶者を欠く 1 子が満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。)には、その職員は、直ちにその旨を品川区教育委員会に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出は、改正後の条例第 14 条第 1 項の規定による届出とみなす。

6 付則第 3 項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。